

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月28日(金) 午前9時00分から9時22分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	1番推進委員	9番推進委員
2番委員	8番委員	2番推進委員	10番推進委員
3番委員	9番委員	4番推進委員	11番推進委員
4番委員	10番委員	5番推進委員	13番推進委員
6番委員	11番委員	6番推進委員	14番推進委員
	12番委員	7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。ここ何日か非常に温度が高い日が続いております。熱中症対策を十分に取っていただき、水分を取りながら活動をお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 資料1ページをお開きください。報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による解約が3件、うち中間管理機構経由が2件です。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。5ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計32,344㎡で利用権を設定する

者の数は11人、設定を受ける者の数は9人です。土地の詳細については資料2ページから4ページ、番号1番から11番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 DMさんは、埼玉県児玉郡上里町大字七本木に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字加治屋川224番2ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で4,482㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし

くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は34歳です。

渡し人 YIさんは、神奈川県横浜市緑区上山に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ後2150番1、地目は畑、地積は785㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は85歳です。

渡し人 HMさんは、岡山県和気郡和気町泉に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口青木字松尾山2432番4ほか4筆で、地目は田が1筆と畑が4筆、地積は5筆合計で3,508㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る7月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 UKさんは、熊本県多摩郡錦町大字西に居住される市外住民です。

渡し人 HNさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字八久保1496番地3、地目は畑、地積は2,613㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約40km、50分ぐらいで到着するということです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は61歳です。

渡し人 HSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字須和野454番3ほか4筆、地目は田が4筆と畑が1筆で、地積は5筆合計で6,735㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る7月25日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 WRさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は32歳です。
渡し人 HTさん外2名は、東京都町田市相原町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字杉ノ本495番2ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で897㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約6kmにある農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 TAさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 SIさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字大丸954番、地目は田、地積は2,886㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしま

した。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る7月21日に、申請人の I Yさんの立会いのもと、11番推進委員、14番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住いの I Yさんです。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字中木場502番で、地目は田、地積は967㎡です。

申請地の所在地は、未来館から南へ約1kmに位置しており、周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、西側は原野、南側も原野であります。

非農地になった時期及び理由としては、正確な年月日は不明ですが20年以上前から鳥獣外被害及び日照条件の悪さにより耕作しなくなり現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号2番については、取下げ申請が提出されました。

議長 議案第3号「非農地証明願」については、2件申請のうち1件の取下げ、

1件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をいたします。5日、7月の定例常設審議委員会が開催されましたが、諮問案件がありませんでしたので欠席でした。21日、市内現地調査を一斉に行いました。28日、本日ですが第4回農業委員会総会です。

8月の行事予定ですが、7日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定です。24日が現地調査です。29日が第5回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局 事務局からですが、地域計画について説明をいたします。令和6年度末までに地域計画を策定する中で計画自体は農政課で行いますが、農業委員会として目標地図の素図を作成するための意向調査を行うこととなっております。伊佐市内の農地を持つ方に自治会を通してアンケート調査を行う計画でございます。9月を目途に配布をする計画です。その後回収した後、未回収の世帯につきましては委員の皆様にご戸別訪問をお願いしたいと考えております。調査時期につきましては、アンケートの回収を踏まえて調整したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

2番農業委員 そのアンケート調査の内容は早めに判りますか。

事務局 次の総会の時にアンケートの内容は配布させて頂きたいと思っております。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局長 以上で、令和5年度 第4回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時22分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番